

新旧対比表 インターネット残高照会規定

条番号	現行	変更後
第1条 (修正)	(2) 利用可能な取引 ① 照会取引（普通預金等の残高照会および入出金明細照会取引）などみずほ銀行所定の取引	(2) 利用可能な取引 ① 照会取引（普通預金等の残高照会および入出金明細照会取引）およびみずほ銀行所定の他のサービスにおける本サービスの本人確認手続を利用した本人認証機能の提供などみずほ銀行所定の取引
第3条 (修正)	(2) 本人確認手続 ② 前号の方法に従って本人確認を行い本取引を実施した場合は、暗証番号等につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもみずほ銀行は当該取引を有効なものとして取り扱います。	(2) 本人確認手続 ② 前号の方法に従って本人確認を行い本取引を実施した場合または前号の方法に従った本人確認による本人認証機能を利用するみずほ銀行所定の他のサービスを利用した場合は、暗証番号等につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもみずほ銀行は当該取引、当該本人認証および当該他のサービスを有効なものとして取り扱います。